

# 「水稻のトビイロウンカ被害」に関する意見書

貴職におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、周南市農業委員会の業務運営につきまして格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記の件につきまして、農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定により次のとおり意見の提出をいたします。

## 意見書の要旨

### 1 営農意欲低下による遊休農地激増の危惧

トビイロウンカの被害による収穫量の減少は収入のみならず、営農意欲の低下にも直結し、来年からの水稻の作付けを止める小規模農家が出てくることが懸念されます。

耕作を止めることにより農地が遊休化し、来年度の農地利用状況調査（農地パトロール）での遊休農地の激増が大変危惧されるところです。

### 2 遊休農地の発生防止策として提案

遊休農地の発生防止の観点から、来年も引き続き水稻を栽培していただけるよう、ウンカの被害を受けた農家への財政支援措置を提案し、意見として提出します。

#### 【提案の具体的な内容】

臨時的な措置として、令和3年作付け用の種粃又は箱苗の購入費の一部を助成する制度を創設

「(仮称) ウンカに負けるな！稲作継続支援事業」

① 令和2年度補正予算（12月）に債務負担行為を計上

② 令和3年度当初予算の歳出予算に補助金を計上

### 3 おわりに

この意見書は、農地等として利用すべき土地の農業上の利用の確保を図るため、農地等利用最適化推進施策の改善についての具体的な意見として周南市に提出するものです。

貴職におかれましては、農業委員会等に関する法律第38条第2項の規定により提出した意見をご考慮いただくよう、よろしくお願いいたします。

令和2年11月10日

周南市長

藤井律子様

周南市農業委員会

会長 山下敏彦

## 参考資料

### 農業委員会等に関する法律

(関係行政機関等に対する農業委員会の意見の提出)

第三十八条 農業委員会は、その所管事務の遂行を通じて得られた知見に基づき、農地等の利用の最適化の推進に関する事項に関する事務をより効率的に実施するため必要があると認めるときは、農地等の利用の最適化の推進に関する施策（以下「農地等利用最適化推進施策」という。）を企画立案し、又は実施する関係行政機関又は関係地方公共団体（以下「関係行政機関等」という。）に対し、農地等利用最適化推進施策の改善についての具体的な意見を提出しなければならない。

2 前項の関係行政機関等は、農地等利用最適化推進施策の企画立案又は実施に当たっては、同項の規定により提出された意見を考慮しなければならない。

### 農業共済制度による補償

(R 2. 1 0. 1 2 現在)

加入面積：約 8 万 7, 0 0 0 a

加入件数：約 1, 6 0 0 戸

被害面積：約 2 0, 0 0 0 a

被害件数：約 4 0 0 戸

総 額：約 4, 1 0 0 万円

(R 2. 1 1. 0 4 現在)

⇒ 約 8 万 7, 0 0 0 a

⇒ 約 1, 6 0 0 戸

⇒ 約 2 1, 4 0 0 a

⇒ 約 4 0 0 戸

⇒ 約 5, 0 7 0 万円

(参考 R1 年度)

加入面積：約 1 0 万 a

対象面積：約 1, 5 0 0 a

総 額：約 2 3 0 万円

### 作況指数

(R 2. 1 0. 1 5 現在)

山口県 7 3 (不良)

長 北 8 4 (不良)

西 部 6 7 (不良)

東 部 8 3 (不良)